議会　　　議長様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年　　月　　日

請 願 者

住　　所

電　　話

紹介議員

はたらく女性への健康配慮措置をもとめる請願

請願趣旨

はたらく女性の健康が、今までになく脅かされています。

２０１９年施行の働き方改革関連法によって５年後に見直しが定められ、２０２４年現在、政府の有識者研究会で労働法改正に向けた議論が行われています。しかし、この間の議論や「新しい時代の働き方に関する研究会報告書」（2023年10月2日）や労働基準関係法制研究会「議論のたたき台」（2024年11月12日）などを見ても、女性労働に対する保護や健康配慮措置が言葉としても全く見えません。女性労働者は妊娠出産期を除き、長時間・危険有害も含めて本来の男女平等とは異なる、無権利な「男女同一労働」のままにされています。

今日、女性の就業率は１５歳～６４歳までの７３％を超え、中でも母子世帯の母の就業率は８６％を超えています。厳しい労働により、男女の労働者、特に女性の心身の健康破壊が著しくなっています。メンタル不調や３０歳代～５０歳のがんの罹患者数も男性より多く、政府統計でも女性の一般職の離職も多い状態です。また、不妊治療初回受給件数が１４万件にもなっており、母体の疲弊は少子化社会の要因ともなっています。

この状態を受けて、国内でも性差医療が再評価されてきていますが、労働関連での調査や対応は遅れており、これからの課題となっています。

目指されている労働法改正にはたらく女性の健康配慮措置を活かさなければ、むしろ女性労働者から全体への権利の後退につながりかねません。また、困難な問題を抱える女性への相談支援対応も強めるべきです。

つきましては地方自治法第９９条の規定により、意見書の提出を請願いたします。

記

請願項目

１　労働法改正においては、はたらく女性への長時間・有害危険労働の規制を強めること。

１　妊娠出産・生理・更年期・メンタル不調などの困難な健康問題を抱える女性への対応を行う　こと。

１　国として、性差医療の再生や自治体での相談支援体制などの必要な財源保障を行うこと。

提出先

衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　厚生労働大臣　財務大臣　総務大臣